

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 報告第15号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第1、報告第15号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 専決処分書をお開きください。

1、契約の目的。郷土財活用湧水エリア整備2次造成工事。

2、契約の相手方。宮城県仙台市青葉区二日町4番11号、前田建設工業株式会社東北支店常務執行役員支店長東海林茂美です。

今回報告する内容は契約金額の変更でございます。変更前の契約金額1億2,650万円を35万3,100円減額して1億2,614万6,900円に変更したものであります。

次に参考資料を御覧ください。

変更理由は現場再精査に伴う数量の確定等の理由から設計変更を行うものです。今次、減額要因といたしましては工種ごとにおける数量の増減はあったものの張芝工を実施せずに済んだことにより減額とするものです。対象範囲を明示した施設平面図を添付しております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第15号を終わります。

○

日程第2 議案第82号 大槌町新型コロナウイルス感染症対策利子等補給基金条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第2、議案第82号大槌町新型コロナウイルス感染症対策利子等補給基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 議案第82号大槌町新型コロナウイルス感染症対策利子等

補給基金条例の制定について御説明いたします。

すみませんが、次ページをお開きください。

第1条では基金の設置について、第2条では基金の財源及び積立て方法などについて、第3条では基金の管理、第4条では運用益金の処理、第5条では処分について、第6条では委任について定めるものであります。

附則としてこの条例は公布の日から施行し、また本条例は令和8年3月31日限りでその効力を失うものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） まずこの基金については賛成しますが、若干お尋ねします。

まずこの基金はコロナの関係で国から臨時交付金を交付されるに当たり基金を作りなさいという指導があったのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

東梅康悦議員の御質問のとおり、新型コロナの臨時特別交付金におきまして地方創生臨時特別交付金におきましては基金をつくることができるのがこういった利子補給、後年度にわたって事業実施しなければならないものに関しては基金を設置しなさいという指導がございました。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。

2つ目をお尋ねしますが、11月20日の議会全員協議会におきまして第5次のコロナ対策における説明がありました。その中で、後で審議にもなるんですが、この条例は8年3月31日限りで効力を失うと5年間です。ただ、後で審議するおおちゃん融資に係るコロナ関連の部分に関しましては期間が10年とある。何で10年のものを5年で効力がなくなるのかというところが少し納得できないというところでお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 議員の御指摘はごもっともでございまして、私どもも実はこの件に関しましては令和7年度までと国から定めがございまして、当町といたしましても国に対しましてこちらの基金の10年度までの、要は10年間の設置の件につきましては要望してございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。

ぜひ要望を強めてください。そこで、これもまた11月20日の資料によりますが、この部分、まず限度額で利子分に相当する額が7,680万円、そして保証料に係っては260万円の合わせて7,950万円ほどを見ているという資料がありました。この基金の積み増し計画というものはどのような、例えば初年度幾らという感じで計画があるのであればその部分を教えていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

年次計画ということでございますね。実は今回のこのコロナ資金というのは国の政策的な部分と、県の政策的な部分がございます、2本立てでございます、それぞれちよつと違うんでございますけれども、令和2年度から令和12年度までの10年間におきまして利子補給、それから保証料補給をするものでございまして、それぞれ利子補給と保証料補給の種別が違いますが、単に例を申しますと令和2年度では70万円、令和3年度では150万円、一番多いときで令和6年度で1,700万円、あとは目減りしていくような、原資が減っていくので目減りしていくような状況でございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第82号大槌町新型コロナウイルス感染症対策利子等補給基金条例制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第3 議案第83号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第83号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（伊藤幸人君） 議案第83号大槌町町税条例の一部を改正す

る条例についてを御説明いたします。

次ページの新旧対照表をお開き願います。

第145条につきましては個人所得課税の見直しに伴う国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しに伴う改正でございます。

続いて、2ページ下段をお開き願います。

附則18条の4については、国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備でございます。

3ページの附則については、第1条は施行期日、第2条は経過措置の規定であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第83号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第84号 大槌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第84号大槌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） 議案第84号大槌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今般の改正は租税特別措置法が一部改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案第84号の新旧対照表を御覧ください。

租税特別措置法の一部改正において、特例基準割合を延滞金特例基準割合に用語の改正がなされたことから所要の改正を行おうとするものです。附則の施行期日につきましては令和3年1日から施行するもので、経過措置につきまして令和3年1月1日以降の

期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては従前の例によるものであります。

よろしく御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第84号大槌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第85号 大槌町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第85号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 議案第85号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今般の改正は租税特別措置法が一部改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

お手元の議案第85号の新旧対照表を御覧ください。

租税特別措置法の一部改正において、特例基準割合を延滞金特例基準割合に用語の改正がなされたことから所要の改正を行うものでございます。附則の期日につきましては令和3年1月1日から施行するもので、経過措置につきましては令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては従前の例によるものであります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第85号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第86号 大槌都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第6、議案第86号大槌都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長(田中寛之君) 議案第86号大槌都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今般の改正は租税特別措置法が一部改正され、延滞金を算出する際に用いる割合が変更されたことに合わせ附則を追記するものであります。

まず、本条例は平成26年1月1日から施行された地方税法の一部を改正する法律により条例の一部改正をすべきでありましたが、震災の混乱した状況の中、関係法令の改正を見落とし当該条例の一部改正が行われていなかったことから、今回条例改正では前回改正分も網羅したものとしております。

次ページの新旧対照表を御覧願います。

改正後の附則に第2条として延滞金の割合の特例を追加し、内容については第15条に規定する延滞金の14.5%の割合はその年における延滞金特例基準割合に年7.25%の割合を加算した場合とし、納付期日の翌日から1か月を経過するまでの期間については当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した場合とするものであります。附則としまして、施行期日、この条例は令和3年1月1日から施行する。経過措置としまして附則第2条の規定は令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については平成26年1月1日から施行された地方税法の一部を改正する法律に基づき延滞金の割合の特例を適用することを規定しています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

議案第86号大槌都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第87号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第87号については地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、議長を交代いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

午前10時17分

再 開

午前10時18分

○副議長（芳賀 潤君） 再開いたします。

日程第7、議案第87号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 1、契約の目的。津波復興拠点整備事業A地区整備工事（安渡地区）その2。

2、契約の相手方。岩手県上閉伊郡大槌町大槌第7地割112番地1、有限会社小松組、代表取締役小松康朗です。

今回変更する議決事項は契約金額でございます。変更前の契約金額2億3,021万3,500円を6,806万300円増額して2億9,827万3,800円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は令和2年11月26日に行っております。

次に参考資料を御覧ください。

変更理由は現場再精査に伴う数量の確定等の理由から設計変更を行うものです。今次増額内容といたしましては、本施設整備に伴い盛土工の材料を現場発生土から購入土としたこと並びに大型水路流末における仮設工を追加施工したことによる増額とするものです。対象範囲を明示した位置図及び計画図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（芳賀 潤君） 質疑に入ります。東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） この工事なんですけれども、金額が大きく変わっているという点で質問させていただきます。まず、この盛土造成、現場発生土を使用してという予定がそれが適さないという部分があります。この点について設計する段階でここの地盤の調査とかその精査、要は設計する段階で精査はきちっとされたのかどうか。精査されたのであればその時点で気づくのではないかと思うんですが、その辺のところは明確でない。その辺をお尋ねいたします。

○副議長（芳賀 潤君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 今回の盛土材料の件ですけれども、当初はまだ切土を行っているところの土を直接持ってこようと考えていたんですが、それをダイレクトに使おうとしていたところ、実際のこちらの施工のタイミングと搬入する設計の時期のタイミングがずれていたといったことが背景にあります。実際に使おうとしたときに転圧がなかなか適さないということが判明したので、それを購入土、岩ずりを使用するということに変更させていただきました。

○副議長（芳賀 潤君） 東梅 守議員。

○7番（東梅 守君） 岩ずりの部分という話なんですけど、震災後、この防潮堤のすぐそばなんですけれども実際に震災当時の大きな地震の影響あったのかどうかかわらないんですけれども、かなり地盤が緩い状況なんだというのが見てとられるような状況だったと私は記憶しております。そんな中で、設計する段階で最初は切土したものを入れようという予定が今変更になったという答弁ありましたが、本来であればその辺の上をきちっと精査した上での工事請負契約でなければならなかったのかと思うわけです。また、水路をつくる際にも当然的に事前に精査した設計というのがなされて、要は何を言いたいかという、工事請負金額が大きく変わってしまったというところにあるわけです。現場の精査があつてきちっと設計されて、例えば精査したときに再度工事して当然的にその差額というのが出てくるわけなんですけれども、余りに今回の場合は大き過ぎたすごい残念でならない。もうちょっと工事を発注する際には精査されて発注されて差が小さくなるというのが本来であるべきことなのではないか。これまで復興工事の中で様々な場面でも変更契約というのがありました。そういった面でも今後も注意してやっていかなければならない部分なのではないのかと思うわけです。その辺について何か

あれば。

○副議長（芳賀 潤君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 設計段階の精査の関係でございますけれども、盛土材についてはボリュームが大きかったというところが一番大きいのかと考えております。また、切土材料の土ですけれども、そちらについてはあらかじめ地質調査とかを行っていたんですけれども、真砂土が主体というのもありまして含水比が高まったときにどうしても性状がよくなかったというのがありました。また、仮締切の関係でございますけれども、そちらについては当初ももとの沢山沢川の河口部分のところのことを想定していたんですが、相手が上流からの水だけではなく海水面のバックもかかってきたといったことがあったので追加施工せざるを得なかったというのが背景でございます。

○副議長（芳賀 潤君） 東梅 守議員。

○7番（東梅 守君） なので、結果、後からそういうのが出てくるというところをもうちょっと吟味した設計が必要だったのではないのか。現地調査ですよ。そういったことを含めて、私が尋ねたいのは変更による金額の大きさということを行っているわけです。その辺について何かあれば。要は、私望むのは余りにも金額が差が大き過ぎることに現場の設計する段階での精査が甘かったのではないかというところを言いたいわけです。その辺について今後の考え方。

○副議長（芳賀 潤君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 議員おっしゃるとおり、設計段階である程度詰めることができれば金額の変更については大きな差は出ないのかと思います。ただ、そのことを精査するためには調査設計にも費用をさらにかねなければならぬのかと思っています。今後につきましてはその差が比較的開かなくなるような設計を進めてまいりたいとこのように考えてございます。

○副議長（芳賀 潤君） 阿部俊作議員。

○8番（阿部俊作君） ちょっとだけ確認したいと思います。切土の部分を使って盛土するというので、その部分、切土の部分が真砂土だったということですよ。それを入れようとしたということなんですか。

○副議長（芳賀 潤君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 赤浜地区からの搬出する土については真砂土が多かった。ただ、ほかの地区から来るのについては土砂とか礫混じりの土とかもあったので使える

ものは使いたいと考えていたんですが、それを均一にするためにはブレンドとかそういった工種を加えなければならなかった。それよりは品質の安定している岩ずりを使用したほうがベストではないかということで、今回変更の対象としております。

○副議長（芳賀 潤君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第87号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（芳賀 潤君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

午前10時26分

○

再 開

午前10時27分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第8 議案第88号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第88号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 1、契約の目的。赤浜地区漁業集落共同利用施設整備工事。

2、契約の相手方。岩手県上閉伊郡大槌町大槌第22地割字下野216番地、松村建設株式会社代表取締役天満昭広です。

今回変更する議決事項は契約金額でございます。変更前の契約金額1億1,550万円を632万5,000円増額して1億2,182万5,000円に変更しようとするものです。

次ページをお開きください。

仮契約は令和2年11月26日に行っております。

変更理由は現場再精査に伴う数量の確定等の理由から設計変更を行うものです。今次増額内容といたしましては、本施設整備に伴い発生した残土を処分先までの運搬費を追

加計上したことにより増額とするものです。対象範囲を明示した位置図及び平面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第88号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第89号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第89号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 1、契約の目的。町道小鍬線道路改良（橋梁上部工）工事。

2、契約の相手方。岩手県花巻市東宮野目第11地割5番地、株式会社中央コーポレーション代表取締役佐々木史昭です。

今回の議決事項は変更契約でございます。変更前の契約金額2億5,709万5,300円を722万8,100円増額して2億6,432万3,400円にする変更契約です。

次のページの資料をお開きください。

仮契約は令和2年11月30日に行っております。

変更理由は施工展開にあわせた仮設工の数量変更によるものです。位置図、平面図及び写真を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第89号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第90号 大槌町小枕地区集会所の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第90号大槌町小枕地区集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 議案第90号大槌町小枕地区集会所の管理を行う指定管理者の指定について御説明いたします。

本議案につきましては、現在施設の管理を行わせております小枕地区集会所指定管理者の指定期間が令和2年12月31日をもって満了を迎えることから、翌令和3年1月1日から令和6年3月31日までの期間に係る指定管理者の指定について議決を求めるものでございます。

議案2枚目を御覧ください。

施設の概要につきましては従前から変更はございませんが、管理を指定する団体についても同じく小枕地区自治会で、所在地は小鎚第28地割153番地135、会長は村田比佐子でございます。また、指定管理者が行う業務の範囲につきましても従前同様（1）から（5）までの内容となっております。

なお、本施設の指定管理者につきましては供用開始以降今回が2回目の指定となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第90号大槌町小枕地区集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第91号 大槌町町営住宅等の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第91号大槌町町営住宅等の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、別紙をお開きください。

安渡町営住宅をはじめとする34団地782戸です。

議案に戻っていただいて、2、指定管理者の所在地。盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号岩手県民情報交流センター2階。指定管理者の名称、一般財団法人岩手県建築住宅センター。指定管理者の代表者、理事長金田義徳。

3、指定期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

次のページに指定する団体の内容、指定管理者が行う業務の範囲、導入までのスケジュールを記載した資料を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 確認させてください。2の指定管理を管理者が行う業務の範囲の（1）の業務管理の⑤に滞納家賃等の納入督促・指導とありますが、現金を取り扱う業務を行うということで理解してよろしいのか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） そうです。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 若干心配なので質問したわけですがけれども、この法人は既に大槌町の住宅の指定管理業務を行っているようですが現金の取扱いについては公金を取り扱うわけですので十分留意されるよう契約に当たっては指導していただければ幸いです。よろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 1つ確認させてください。公営住宅の総戸数が782という数字が出ているんですが、昨日の一般質問の答弁だと779と答弁しているんですが、3戸の違いというのが何なのかお知らせください。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 住宅779に集会所3戸を含んでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） ここの集会所等の管理も賄う、やるわけなんですけれども、窓口とか集会所の利用とかというのでどこにどのように連絡とか許可を得たらいいかというのをそれをはっきりしていただきたいと思うんですが。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 住宅管理センターに言っていただければ、そこで貸出しをする。指定管理者のほうです。このセンターは今現在マストのほうに入っておりますので、マストのほうに問い合わせいただければということです。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第91号大槌町町営住宅等の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第92号 負担付きの寄附を受けることに関し議決を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第92号負担付きの寄附を受けることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 議案第92号負担付きの寄附を受けることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

1、寄附の目的。三陸沿岸地域における交通の利便を確保し、地域振興に資する観点

から鉄道事業の経営安定化を図り、もって鉄道旅客輸送を維持するため。

2、寄附の内容。別紙をお開きください。

寄附の内容は、1、浪板海岸駅と岩手船越駅間のうち町内10メートル区間。2、大槌駅と吉里吉里駅間のうち60メートル区間の合計75メートル区間の軌道及び土工の線路設備であります。寄附を受ける土木設備及び本線軌道の明細、位置図は記載のとおりです。

議案書にお戻り願います。

3、寄附者は宮古市栄町4番地、三陸鉄道株式会社代表取締役社長中村一郎であります。

4、寄附の条件は寄附する鉄道事業の用に供する資産を三陸鉄道株式会社に無償貸付することです。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 今回三陸鉄道から大槌町内を走る線路について寄附という形であります。それで、これをまた今度は次の議案ではこれを三陸鉄道に無償で貸すんだとなっております。そこでお尋ねをします。これを大槌町の資産とした場合に今後の線路の維持管理の部分はどうか。それから今後町内でそれに含めた線路の部分に関わる経費をどの程度見ているのか。年間に対してもし資産ですから当然的に安全運行のためにはある程度のメンテナンスという部分、そのメンテナンスの三陸鉄道と大槌町との関係、それからかかる経費がどの程度かかってくるのか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 今回三陸鉄道から災害復旧にかかって鉄道資産を町に寄附を受ける。それを寄附を受けたものを三陸鉄道に無償貸付するということになりますけれども、鉄道施設の保安、それから維持管理につきましては三陸鉄道株式会社が営業上で全て行っていくというもので、当町で維持管理をするということはありません。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 分かりました。若干安心したところもあるんですが、それ以外に例えば線路の通っている沿線沿いに例えば民間の土地等あって例えば立木が支障を来すような場合が出てきたとかそういうときも全部これは三陸鉄道の保安上の問題として解決されるのか、それともそこは大槌町で何かしらの部分をやるのか。それから一切正直な話営業する三陸鉄道が営業する分に関して大槌町の負担は線路に関わる負担はないと

考えていいのか。この2点お尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 線路設備の沿線等での営業上支障となるような立木等が出た場合は、三陸鉄道株式会社で除去していくという状況になります。なので、当町で鉄道運行に関わって何かをするということではございません。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第92号負担付き寄附を受けることに関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第93号 財産の無償貸付に関し議決を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第93号財産の無償貸付に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 議案第93号財産の無償貸付に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

1、貸付の目的。三陸鉄道株式会社が行う鉄道事業の用に供するため。

2、貸し付ける財産。別紙をお願いいたします。

貸し付ける財産の内容は、1、浪板海岸駅と岩手船越駅間のうち町内10メートル区間。

2、大槌駅と吉里吉里駅間のうち65メートル区間の合計75メートル区間の軌道及び土工の線路設備であります。貸し付ける財産の明細、位置図は記載のとおりです。

議案書にお戻りください。

3、貸付の相手方は宮古市栄町4番地、三陸鉄道株式会社代表取締役社長中村一郎であります。

4、貸付の期間は本議案議決の日から令和3年3月31日までとする。ただし、特段の事情がない場合、1年間更新することとし、その後もまた同様とする。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第93号財産の無償貸付に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 議案第94号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年度
東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給
審査会の運営に関する事務の委託を廃止する協議に関し
議決を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第94号災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び
平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する
事務の委託を廃止する協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。コミュニティ
総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 議案第94号災害弔慰金等支給審査会の委員
の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運
営に関する事務の委託を廃止する協議に関し議決を求めることについて御説明いたしま
す。

本議案につきましては、岩手県との間で災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平
成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事
務の委託を令和3年3月31日限り廃止することにつき、同県と協議することについて議
決を求めるものでございます。

協議の理由につきましては、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害関連
死の申出件数が減少したことによるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第94号災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の委託を廃止する協議に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第95号 令和2年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第15、議案第95号令和2年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 議案第95号令和2年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについて御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入です。

10款地方交付税1項地方交付税、補正額20万6,000円の増は地域おこし協力隊募集業務委託に係る特別地方交付税が328万円の増となり、震災復興特別交付税が防災集団移転促進事業に係る財産処分等による返還分により307万4,000円減額となることによるものでございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金、補正額265万9,000円の増は障害児入所給付費等負担金の増によるものでございます。2項国庫補助金、補正額2,292万1,000円の増は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の増によるものであります。

15款県支出金1項県負担金、補正額132万9,000円の増は障害児入所給付費等負担金の増によるものであります。2項県補助金1,179万円の減は介護施設等整備事業補助金の減等であります。

16款財産収入2項財産売払い収入3,732万6,000円の増は旧大槌中学校源水寮跡地売払い収入等であります。

17款寄附金 1 項寄附金、補正額802万1,000円の増は大槌復興寄附金等の増であります。

18款繰入金 2 項基金繰入金、補正額3,776万1,000円の増は今回の補正財源とするふるさとづくり基金繰入金等であります。

19款繰越金 1 項繰越金、補正額2,503万2,000円の増は今回の補正財源とする前年度繰越金であります。

20款諸収入 4 項雑入、補正額74万7,000円の減は学校給食費現年度徴収金の減等であります。

21款町債 1 項町債、補正額1,400万円の増は緊急自然災害防止対策事業債等であります。

2 ページをお開きください。

歳出です。

2 款総務費 1 項総務管理費、補正額2,783万4,000円の増は岩手県沿線市町村と協調して実施する三陸鉄道運行支援金交付金等であります。7 項地方創生費、補正額260万円の増は新型コロナウイルス感染症対策に係る障がい者就労継続支援金及び地域おこし協力隊募集 P R 業務委託料であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額3,728万6,000円の減は地域密着型サービス施設等整備事業費補助金の減等によるものであります。2 項児童福祉費、補正額562万3,000円の増は障害児入所給付費等であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、補正額16万5,000円の増は大槌町保健センター愛称募集に係る経費であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費、補正額2,652万5,000円の増は新型コロナ感染症対策に係る農業畜産業緊急支援補助金等であります。2 項林業費、補正額1,200万円の増は林道に隣接する林地の緊急自然災害防止対策工事等であります。3 項水産業費、補正額747万1,000円の増はウニ畜養実証事業補助金等であります。

7 款商工費 1 項商工費、補正額1,250万円の増は新型コロナウイルス対策として実施する特産品ネット販売促進事業補助金等であります。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、補正額41万8,000円の増は吉里吉里防潮堤乗り越し道路用地測量業務委託料であります。

9 款消防費 1 項消防費、補正額557万7,000円の増は釜石大槌行政事務組合負担金等であります。

10款教育費 2 項小学校費、補正額11万6,000円の増はG I G Aスクール構想に伴う校務

支援システム運用業務委託料及び通信運搬費の増であります。3項中学校費、補正額25万1,000円の減はG I G Aスクール構想に伴う校務支援システム運用業務委託料及び通信費の増及び新型コロナウイルス感染症を起因とした修学旅行取りやめによる助成金の減、修学旅行キャンセル料助成金であります。4項義務教育学校費、補正額704万7,000円の増はG I G Aスクール構想で整備するタブレット端末用タッチペン購入費用等であります。5項社会教育費、補正額53万7,000円の増は安渡分館・赤浜分館運営に伴う光熱費等であります。6項保健体育費、補正額2,437万8,000円の増は現在整備を進めている野球場、サッカー場で使用する備品の購入費用等であります。

15款復興費7項復興都市計画費、補正額2,978万4,000円の増は防災集団移転促進事業に係る財産処分に伴う返還金等であります。

3ページをお願いいたします。

12項復興支援費、補正額1,168万円の増は被災者支援総合交付金過年度返還金であります。

4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費、追加。款、項、事業名、金額の順に読み上げます。なお、款及び項が同様の場合は省略いたします。

3款民生費1項社会福祉費、地域福祉計画策定事業、414万円。2項児童福祉費、保育所等施設整備事業、2億1,414万8,000円。

6款農林水産業費1項農業費、緊急自然災害防止対策事業、4,810万円。2項林業費緊急自然災害防止対策事業、3,100万円。

7款商工費1項商工費、観光物産PR事業1,800万円。

9款消防費1項消防費、防災行政無線中継局改修事業4,790万5,000円。

10款教育費3項中学校費、吉里吉里学園空調設備設置事業3,859万2,000円。6項保健体育費、運動施設備品等購入事業2,537万8,000円。

工期等が翌年度に及ぶことから繰越明許費を設定するものであります。

5ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正、追加。事項、期間、限度額の順に読み上げます。

一般廃棄物収集運搬業務委託、令和2年度から令和7年度、2億7,845万4,000円。漁業近代化資金利子補給金令和2年度分、令和2年度から令和12年度、29万6,000円。漁業コロナ対策長期資金利子補給金令和2年度分、令和2年度から令和12年度、32万2,000円。

おおちゃん融資保証料補給金令和2年度新型コロナウイルス感染症対策分、令和2年度から令和12年度、237万4,000円。おおちゃん融資利子補給金令和2年度新型コロナウイルス感染症対策分、令和2年度から令和12年度、7,619万8,000円。大槌町営住宅等指定管理料、令和2年度から令和7年度、1億7,290万5,000円。

6ページをお願いいたします。

変更です。校務支援システム運用業務委託料、補正前限度額1,300万2,000円を補正後は限度額を1,323万2,000円に変更するものです。なお、期間の変更はありません。

7ページをお願いいたします。

第4表地方債補正、変更です。起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様のため省略いたします。

緊急自然災害防止対策事業農業施設、4,600万円、4,810万円。緊急自然災害防止対策事業林業施設、3,700万円、4,900万円。道路橋梁整備事業、7,580万円、7,570万円。

以上、歳入歳出それぞれ1億3,671万8,000円を追加し歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ139億880万4,000円とするものです。

御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 11時15分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時59分

○

再 開

午前11時15分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

質疑に入ります。

4ページをお開きください。第2表繰越明許費、追加。進行いたします。

5ページ、第3表債務負担行為補正、追加。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 何点かお尋ねしますが、今回新型コロナウイルス感染症対策の部分で漁業コロナの部分、そしてまたおおちゃん融資の部分がかかっています。

この間の全協資料にもありましたが、おおちゃん融資の場合は手厚い支援ということで借入者に対しては全額の利子補給なり保証料を支援する。片や、漁業のコロナ対策に関しましてはあのかのときの資料を見ますと25%の部分しか支援しないというのがありました。同じコロナ対策の中で町民である事業者が借入れをするとき、行政が行う債務負担の中に利子補給等の中に全額支援、片や全額支援、片や25%というところで少し違

和感がありますが、その部分について説明をしていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

資料が、申し訳ございません、説明不足だったかもしれませんけれども、こちらは信漁連のほうは残りの75%分に関しましては今50%から75%、実は県が出す出さないと今言っていて調整しておりますが、実質的には漁業者の負担もゼロになると伺ってございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。あの資料の中にはその部分がありませんでしたので、確認の意味で聞きました。それで、例えば今回の場合はおおちゃん融資の場合は事業者さんが多いと思うんです。そしてまた漁業者さんも信漁連等々から借入れする部分があると思うんですが、今後例えば第一次産業である農業者が例えばコロナ対策で借入れをする場合、例えばそういう対応をしてもらえるのかというところをまず確認させてください。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

私どもからは実は農協にも商工業にはこういったコロナセーフティネットの保証がある。それから漁業のほうでも信漁連からこういう申し出がありますということで農協にも伝えてございます。ですが、申し訳ございませんが、農協からはそのような御回答はございません。どうしてもこれは当町だけがやるのではなく協調して支援するという形になりますので、そちらにつきましては農協と今後もう少しそのような農業者の方から御要望等があればそちらに関しましては検討いたしますが、どうしてもこちらからどうぞというよりは農協サイドから相談というかそういった働きかけが必要ではないかと考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） まさしくそのとおりだと思うんです。ただ、漁協の場合は1つの町に収まっていますが農協の場合は恐らく広域自治体の中で構成しておりますので各市町村の様子を見ながらというところもあると思いますが、できるだけそういう要望を我々農業者もやっていきたいと思いますが、行政もよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

6ページをお開きください。変更。進行いたします。

7ページ、第4表地方債補正、変更。進行いたします。

10ページをお開きください。歳入。

10款地方交付税1項地方交付税。進行いたします。

14款国庫支出金1項国庫負担金。進行いたします。

2項国庫補助金。進行いたします。

15款県支出金1項県負担金。進行いたします。

2項県補助金。進行いたします。

11ページに入ります。

16款財産収入2項財産売払い収入。進行いたします。

17款寄附金1項寄附金。進行いたします。

18款繰入金2項基金繰入金。進行いたします。

12ページ、19款繰越金1項繰越金。進行いたします。

20款諸収入4項雑入。

21款町債1項町債。進行いたします。

歳出に入ります。

2款総務費1項総務管理費。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 確認させてください。14の工事請負費で職員駐車場の整備として1,012万3,000円ほど計上されているんですが、この駐車場どこに設置する、工事設置するのでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 今栄町線路鉄道あります。渡ります。栄町地区で今サッカー場整備していますが、栄町地区の三陸鉄道の沿線沿いの16メートル掛ける240メートルの超細いエリアになるんですが、町有地の残地を活用した整備をしたいと考えておるところでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 了解しました。それで、何台ほどそこに駐車スペースを確保するのか。1,000万円以上かけて整備するわけですので、借りる職員から使用料を徴収すると思うんですが、職員の駐車場だけではなく例えば大槌にいろいろな大型バスで観光客が

来るときそういうバスのスペース、そういう駐車場というのはこれには確保されていないのでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） あくまでも職員向けの駐車場ということで整備ということで考えておまして、駐車台数は予定でございますが185台ほどとめられるような予定でございます。ただし、先ほど申しましたとおり、どうしても超細長い、横幅16メートルの超細長い、16掛ける240ということで本当に超細長いところの残地の活用でございますので、観光バス云々というのは今のところ私自身では想定はしてございません。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） そうすると、今上町とか大町のところに職員の皆さんが駐車場スペースを確保しているが、そこが空いてしまうということになると思うんですが、ぜひその空いたそこは民有地の方から借用されていると思うんですが、そこはまた大槌町のなりわいのために活用できるような施策を講じていただければありがたいです。以上です。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 今2法人と8人の個人の方から土地をお借りして復興後、今の駐車場をお借りしてまいりました。今言ったとおり、当然中心市街地の活性化ということで一生懸命町としても取り組んでまいりました。今言ったとおり、駐車場で今こういった状態でございます。そういった町の中心市街地の活性化に支障が出るようなことがあってはならないということでずっと私個人的にはずっとこの駐車場関係は苦にしておりました。今回ある程度、線路の向こう側になるんですけれども、ある程度町有地でなおかつ今言ったとおりなかなか活用が難しい土地という部分を発見したというか見つけましたというか、なので、そちらで進めていければと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 一般管理費のところの区分でいくと委託料、大槌町東日本大震災追悼花火打ち上げ業務委託料をお尋ねいたします。今年はコロナの影響もあり追悼式典できなかったんですが、来年度の追悼式典の見通しと何で追悼花火になったのか、その経緯とその中身についてお尋ねをいたします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） まず、今議員おっしゃったとおりで令和元年度は一旦

延期し、コロナの状況を見て最終的には中止という苦渋の決断をさせていただきました。来年度、3月11日には震災から10年、ある意味節目の年でもございます。今現時点で当課で考えておりますのは、規模を縮小してでも開催の方向で動きたいと考えてございます。ただ、予断を許さない今のコロナ禍の状況でございますので本当のぎりぎりまでもしかして決断しなければならない状況が続くのかとは思っておりますが、今現時点では規模を縮小して開催の方向で動きたいということで考えてございます。また、花火という経緯、何でなんだということの御質問でございますが、先ほど申しましたとおり、1つ10年という節目の年を迎えるということもございます。こういった中で町として鎮魂と1,200余名のお亡くなりになられた方々に対しての鎮魂とあとは希望、これから10年先また希望を持って町民皆さんで一丸になって頑張りましょうというメッセージを込めた花火という形で打ち上げをしたいということで考えた結果でございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 花火については私も携わった経緯がございますので、鎮魂という意味では十分理解できます。ただ、打ち上げを今の話を聞くと3月11日を想定しているのかと感じたわけです。ただ、今総務課長もおっしゃられたようにコロナの状況が先が見えない状況下にあって、果たしていいのかというところを私も今感じているわけです。花火を打ち上げるのがいいとか悪いとかの問題ではなく、ただ、今やるべきことがほかにあるのではないのかというところで予算計上されていて3月になったときに収束していてやれば一番いいんですけども、ただ、現状の中でコロナ禍で町民の中にも大変な、生活が大変な思いをしている中にこの520万円の予算計上をして果たして理解を得られるのかどうか。これが民間で例えばみんなでやりましょうで打ち上げるのであれば何の問題もないと思うんですが、今コロナ禍の中で多くの方が大変な思いをしている中で果たしてこれが理解を得られるのかどうか。その辺のまだ時間ありますので責任的な部分をきちっと果たしていかなければならないのかと私感じているわけですが、その辺について何かあれば。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） ありがとうございます。議員のお考えもあるのかと当然思います。ただ、一方では確かに今コロナ禍の中で苦しんおられる町民の方々いるという事実もおっしゃるとおりだと思います。ただ、ある程度この3・11という今まで経験したことのない事態が起きて今10年、一生懸命町民の皆様も頑張ってきた。そういった

ことを考える中で区切りということは被災者の方々ないとは思いますが、10年を迎えるに当たり鎮魂、亡くなられた方々に対して町として鎮魂の意を表し、またこれから先希望を見出すような、皆さん、一緒になって頑張っていきたいという思いを込めて開催したいということも、賛否両論あるのは重々承知はしてございますが、そういう思いで町としては考えているということも御理解をいただければと思います。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 3回目になりますけれども、ぜひ今のことを町民の理解を得られるような説明と町民がそこに参加できるような形を持っていくのが一番いいのかなと。ただ、10年という節目でこうだから上げましたではなくそこに町民が参加するという部分がないとなかなか理解を得られないのかなと思うわけです。ぜひその町民の理解を得られる努力をしていただきたいと思いますが、その辺について。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） ありがとうございます。当然、この10年の節目を迎えるに当たってうちのほうで内部で協議したときにも今議員がおっしゃったとおりの意見、考え方というのは町民と一緒に協働でやりたいよねという意見もございまして、実はこちらとしても役場内の所属を通じて民間で何か3・11にやるような事業等があればどうにか巻き込んで共催とかいろいろな形でやれるのかなという思いもございまして調査もさせていただいたんですが、なかなか民間の方々もこのコロナ禍でなかなか3・11の実施というのをちゅうちょしておられるのか分からない部分があるんですが、なかなか情報が集まっていないという状況にございました。そういった中で、予算の要求もございまして最終的には町主催、町が責任を持って行うという判断をし予算要求をさせていただいたという状況でございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私が尋ねようとしたのは東梅議員がお聞きになり、分かりました。ただ、少し老婆心ながら意見を言わせていただきます。3月のこの時期は当町におきましては乾燥と強風の季節に入りますので、臨機応変に式典とそれからそういうイベントの在り方を考えていただきたいと思います。意見です。終わります。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 白澤議員に関連しまして私も準備していましたが先を越されましたが、若干お尋ねしたいと思います。先ほど総務課長は民間の法人、個人の土地をお借

りして今駐車場として利用しているという話がありました。本当にすごい台数の中、民間の方々も協力していただいてありがたいんですが、完成の暁には例えば民間の土地を借りて職員の方々から去年決算ベースで仮設利用料ということで500万円のお金がまず集まっている。この完成の暁に若干例えば福利厚生の部分もあると思うんですが、幾らかは料金を徴収した中でメンテナンスなどなどに利用していくようなお考えを確認したいと思います。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） ありがとうございます。今議員おっしゃったとおりで、お借りしている土地ではなく今度新しく整備した土地についても当然職員からは駐車料代金として料金を頂いていくこととしてございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

7項地方創生費。進行いたします。

14ページ、3款民生費1項社会福祉費。進行いたします。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 同僚議員の一般質問に絡めてなんですが、私の全協での発言の中で間違いがあったら訂正をしていただきたいんですが、地域密着グループホーム2ユニットで3,300万円ほどの補助金がある。私の解釈だと2ユニットを一体整備しても3,300万円、1ユニットを年度内に整備しても3,300万円だという理解で以前の全協でお話していたんですが、それに間違いがあるのかどうか確認させてください。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） お答えします。

町で募集したのが2ユニットの19人というところで、単年度というところの要綱をつくってやっておりました。実際に1ユニット9人というところもありまして、今回事業所でこちらの条件と合わなくて止めたことなんですけれども、県としてもそういう要綱になっておりましたので、次の第8期につきましても2ユニット18人のところで公募したいと考えておりますけれども、今後どうしても半分で2か年に分けていろいろなこのコロナ禍、いろいろありますのでそちらについては県と協議して最終的な結果出したいと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 菊池議員もおっしゃっていましたが、私も事業をやっている事業所仲間というか関連のメンバーから聞いてもいきなり2ユニットというのはハー

ドルが高いのではないか。団塊の世代の方々が高齢者になって認知症発症するというこ
とは描かれた図なんですけれども、果たしてハードの整備にどの程度結びつくかという
不安感がある。何でかという、グループホーム1人月間十二、三万円かかるんです、
利用料が。そうしたときに、確かに利用はしたいけれども料金的なものがネックになっ
たり、例えば老人ホームでも自分の法人が経営しているからだけでも4人部屋もあれ
ば個室もあるわけです。料金体系全然違うんです。そうしたときに、町が責任を持って
公募をしてやったときにできたはいいが3年したら入る人がなくなったとか、これだけ
のことをやるということは法人だって借金をしてやるわけです。団塊の世代の人たちは
いずれは絶対人口が減っていくわけです。だから、菊池議員が一生懸命本当に調べてい
ただいたんですけれども、将来的な事業としての尻すぼみ感を我々も感じているんです。
そうやったときに、そういう状況が来るからつくるとのことまではいいんですけども、
収束が将来性が見えないものを町がどこまで責任を負えるか。つくってしまっただけで入らな
いのは法人のやり方の問題ですと言われたらこれはとても話にならないと思うので、今
次の時期の介護保険事業計画と老人計画を見直し時期ですので県と協議しながら1ユニ
ットでとりあえずいきながら様子を見るだとか、料金体系を考えたときに本当に利用な
さる方があるのかどうかも含めながら、審議会もあるのでそこら辺できちっともんでい
ただきたいと思います。答弁あれば。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） ありがとうございます。菊池議員からもありましたけれども、
今後高齢者が増えていくというのはあるんですが、全体的な人口の関係、バランス、あ
と、現在サービス提供しているサービスそのものがずっとこれから30年も何十年も続け
ていくことができるかどうかというのも含めまして計画を策定していきたいと思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2項児童福祉費。進行いたします。

4款衛生費1項保健衛生費。進行いたします。

6款農林水産業費1項農業費。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 農業費の18の負担金補助及び交付金でスマート農業の実証事業補
助金として300万円予算化されていますから、これはIPを活用して作業を省略化して人
手を省くという農水省のメニューの一環だと思いますが、補助対象者の中に農協または
農業農地法人、農業者団体とありますが、例えば団体数が複数あった場合には団体数の

全て補助をする、ドローンの購入を補助するという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

臼澤議員がおっしゃるとおり、これはスマート農業、ICTを活用した労力の軽減とかそれから生産力の向上等を目指したものでございまして、補助団体が今想定しているのは農協、農事組合、それから農業者団体と申しておりますけれども、これはその団体に入って全部やるわけではなくあくまでも町内で共有というか活用していただくことを想定してございますので、全部から来たからといって全部というわけではなく、まずは町内で1つ導入してみないか、導入してみませんかという取組でございます。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） そうすると、例えばドローン1機を購入してそれを町内の農業関係者に使っていただくという、了解しました。300万円でするのでそんなに台数多くは購入できないと思ったものですから、一応確認のために質問させていただきました。このドローンを使ってよりよい農業収益になるように私も期待しております。よろしくお願ひします。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 私もスマート農業のところでお聞きいたしたいと思います。とりあえずこの作業の自動化であるとか今回はドローンに限定されたものなのでしょうけれども、一応作業の自動化であるとか情報共有の簡素化であるとかデータ活用、これデータ活用はドローン部分に入ると思うんですけれども、将来的には町としてどの部分に重点を置いてスマート農業、これを進めていきたいのか。その辺、御提示願えれば。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

スマート農業は近年十分にICT活用が進んでございまして、今飛躍的に伸びてございます。これは農業だけに限らず、実は私ども町内で生産しております岩手おおつちサーモンにつきましても海洋養殖においてはICTが非常に活用されてございまして、ここからでも遠隔で給餌をしたり海の状況を見たりすることができてございます。今後のICTの活用に関しましては、まずは今回先ほど答弁したとおり導入としてまずはどういったことが農業の中でできるのかというのを実体験をしていただくということをまず始めたい。今回は300万円でございますのでドローン1台、農薬散布に活用したいと思っ

てございます。今後におきましては、もちろんこれを皮切りに、ただ農業者の方々にこちらからどうだというよりは農業者の方々が導入しやすい、そして導入したことによる成果をどのように上げることができるかというのを十分に農業者の方々、団体と話し合った上で導入したいと考えてございます。実はその次の産地パワーアップ事業補助金、こちらに関しましても実はICTでございまして、こちらは国の補助でございます。こちらは自動の田植え機、GPSを使った位置測位を使った田植え機でございまして、こちらに関しましてはあくまでも国の補助でございますが、まずは導入をしてみても町内の啓蒙啓発を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。昨年がたしか農業実証プロジェクト、これが昨年北上、一昨年在岩手町で大々的に行われているんですけども、かなり規模の大きいプロジェクトと認識しております。将来的に当町においても農業委員会でスマート農業推進シンポジウムなどにも参加して大変積極的に農業改革に取り組もうというそういう思いがとって見えるんです。町としてそういう大規模なプロジェクトにも手をかけていくというのも1つのやり方というか今後このスマート農業を大きくしていくためにも必要と思うんです。その辺の何かしら展望があればお伺いしたいんですが。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

内陸部におきましては平地部分、平野部分の耕作面積がどうしても確保しやすいということがございます。ですが、当町に関しましてはどうしても地形的に狭隘な土地で平地平野がなかなかございません。ですが、このスマート農業に関しましては効率性やあとは生産性の部分を加味した上で、あとは人件費というか人工の部分も加味した上で導入していきたいと考えてございまして、こちらに関しましては将来的には、実は駅裏等もございましてそういった観点も含めまして検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2項林業費。進行いたします。

3項水産業費。臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 18の負担金補助及び交付金のことでウニの畜養実証事業補助金で800万円ほど計上していますが、私取る漁業から育てる漁業ということに転換していると私も大変これは期待しております。そこで、この畜養にはいろいろ電気代とかかなり諸

経費がかかってくると思うんですが、一番コスト面が心配なんですが、畜養に当たってのコスト計算というのは実際に机上の上でよろしいんですけどやっておられるんでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

実はまだ予算の可決前でしたので、その点まではまだ進んでございません。ですが、今回の実証事業に関しましては前回の11月の全協のときに資料でお配りしたとおり、新おおつち漁協、北里大学、それから磯焼けグループ、町と4つの団体が協議会を設立しましてその中で今後実証に当たっての5つのポイントを今考えてございます。まずは、1つの目的としてはウニの冬期出荷を目指します。次に畜養に係る施設投資、要はイニシャルコスト、それから3番目に今臼澤議員がおっしゃったとおりランニングコスト、例えば餌代であるとか電気代であるとかそういったランニングコスト、それから畜養のそもそもの技術確立、最後に目的といたしましては冬期間の漁業者が新たな収入を得るということを目的としてこの課題を解決するためにまずは実証実験を始めるといってございまして、ランニングコストもこの5つの目的の中に含まれてございます。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 詳細にわたって御説明していただいております。大槌の漁民の方々が大槌のウニは大変おいしいという、それは内外から大変な評判を受けております。私は大槌ブランド、要するに三陸ブランドを大槌の漁民の方が培ってきた。それは敬意を表するものですが、餌、畜養ですので陸上での畜養ですので大変な餌とかそういうことに対して吟味をしながら育てなければならないと思うんですが、海洋で育ったの、今まで三陸ブランドで育ってきたものと陸上での畜養でしたものでは味が違ったらがっかりすると思うんです。ですから、そういうところにまで気を使いながら実証実験をしていただければありがたいです。そして、先ほど課長がおっしゃいました漁業協同組合も潤うことも大事ですけども、ウニの漁をなりわいとしている漁業者の方もぜひ恩恵が当たるようなプロジェクト実証実験をしていただければありがたいです。以上です。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

7款商工費1項商工費。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 商工費の観光費全般でお尋ねをいたします。大槌町PR動画作成業務委託料ほかGOTトラベル誘導事業委託料というのがございます。これ全般でどういう中身なのかの説明をお願いいたします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 御説明いたします。まずは大槌町PR動画作成業務委託料に関しましては、こちらは当初予算に1,500万円ほど計上してございましたが、こちらは歳入の部分で寄附金が300万円ございまして、それを合わせまして1,800万円で執行するというところでございます。それから誘導事業業務委託料は、こちらは既に実施してございますGOTトラベルに合わせた事業でございまして、こちらは追加補正分でございます。

新規の部分だけでもよろしいでしょうか。新規の部分だけで御説明いたしますと、大槌町プロモーション制作業務委託料、こちらはコロナ後の観光施策を目指したいと思っております。実は今週末小槌神社で東北DCのお客様も招きながら郷土芸能のPR動画を撮影いたします。こちらはコロナ後も使えるように伝統ある我が大槌町の郷土芸能をホームページであったりそれから紹介できるPR動画を作成するものでございます。それから次が修学旅行誘致業務活動業務委託料につきましては、現在遠出の修学旅行が中止になってございまして、この大槌町にも県内からたくさんの修学旅行が訪れていただいております。それを引き続きコロナ後も誘導するような形で、早く言えば営業活動でございます。新規につきましては一番最後の大槌カイPRグッズでございますが、こちらは先ほどの大槌町PR動画作成で今大槌駅のキャラクター、大槌カイというアニメキャラクターがございましたが、こちらは静止画でございました。今回動画を作成することによって動きを持たせますので、こちらは町を紹介するPRグッズを作成するものでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 詳しい説明、ありがとうございます。中身については分かりました。大変大槌町に多くの人に来ていただきたいという課長の思いも伝わりました。そんな中で、実は大槌町の例えば震災前に大槌町を観光する場所で新八景とかという場所がございました。そういったものも現在もPRの中に使われております。ただ、現状でそこが果たして本当に大槌町外の人に来ていただいて見てもらうような場所に現在なっているのかどうか。要は、きちっとメンテナンスされて安全対策が取られているのかど

うか大変心配しているところなんです。それで、現状の状況、その辺についてどの程度把握されているのかをお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

大きく言えば、不動滝の部分かと思います。それは今年の台風によって散策路、山道等が大きくえぐられてございまして、今のところ不動滝に自動車等で行くことは非常に、あとは歩いて行くのも非常に困難な状況でございます。こちらに関しましては町道不動滝線の災害事業を今調整してございまして、そちらがどうしても来年度までかかってまいりますので不動滝神社の関係者の方々等も私ども今調整してございましたので、一番懸案になっているのは不動滝線、不動滝の部分かと考えてございまして、他の八景に関しましては確かに今前回の定例会でもお話ししたとおり、どうしても皆さんの趣味という時代の流れによって変わってきている部分がございます。そういった部分も含めまして今後、今回のような新しい部分だけではなく旧態依然からあったような部分も含めまして地域の方々等を含めまして検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） それで大槌町には外から訪ねてくる人たちのためにこういう旅ガイドであるとかあちこち大槌町というのが出されております。この中には様々な、今課長が言われた不動の滝が大きく載っています。それから蓬莱島、載っています。鯨山であるとか新山高原もきれいな写真で載っております。崎山展望台であるとかシーニックラインのところも、筋山展望台等もこれに載っております。ところが、現状を見ると安全に訪れることができないような状況が見受けられます。写真に載っているのと全然違うというのが現状なわけです。これを大槌町とすればPRする以上はきちっとメンテナンスをして誰が訪れても心地よい気持ちになれるような場所にしていかなければならない。私はそう思うわけです。今回のPR動画作成というのが予算計上されていて、当然的に大槌の見どころであるとか様々なところも出てくるんだろうと思うんですけども、当然映像で撮ると確かにきれいなんです。でも、実際現場に足を運んでみるとそういう状況にないというのが実情なわけです。特に筋山展望台、あそこは平成5年ですか、竣工したのが。あれからもう30年近くたっているわけです。展望台のところの展望デッキは木造であって、以前にも指摘しましたがけれども、安全には程遠い状況、それからそこに下りていくところは以前は階段であったんだけど階段もなくなっている。それか

ら新山であると写真にはツツジがきれいに写っているんですが、現状ではツツジの時期にツツジを見られないような状況になっているのが現状です。そういった中で訪れた人たちに大変失礼な話ではないのかと思うわけです。そこで今後の一気にこれまで復興事業が様々あってなかなか手がつかなかったのも理解できます。ただ、これからはそういった外から来てもらう人たちの部分ではきちっとこれはメンテナンスされなければならないのだろうと思うわけです。その辺の全体的な考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、十分に管理されていないという部分は確かにあろうかと思えます。それは先ほど申しましたとおり復興の要因もあったり、あとは先ほど申しましたとおり趣味嗜好というか時代の変遷によってという部分もあろうかと思えます。それに関しましては私どもも本来のこれからの観光という部分を含めた上では検討して、先ほど申しましたとおり地域の方々や関係課、私どもだけでも持っている施設でもございませんしそれが私有財産であるという部分もございますので、そういった部分も含めまして中長期的な整備であるとかメンテナンス計画みたいなものを今後検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 私は負担金補助金及び交付金のところでG・O・T・Oトラベル誘導事業補助金330万円、おおちゃん地元応援券G・O・T・Oトラベル用総発行数が3,000セット、進呈期間が10月5日から来年の1月31日、今現状で何セット出ているか。また、とりあえずその事業の効果、今分かる範囲で御提示願えれば。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 現在の執行率でございますが、約2,000セットほど執行済みでございます。ただ、これは11月末現在でございましたので多少増えていると考えてございます。こちらの効果といたしましては、おおむね県内の方々が大槌町を訪れてくださっているようでございます。大槌町をまた再発見と申しますかそういった形で、あとは今どうしても県内各地市町村でも同様な事業展開してございます。客の奪い合いという言い方もあれですけども、そういった意味も含めまして大槌町としても魅力をいかに発信するかということ、成果と反省としながら今後につなげてまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。全国的に新型コロナの感染拡大が続いている中でG o T oトラベルの是非も問われている現状だと思うんです。これが今現在当町においてどのような影響を及ぼしているか。今課長がおっしゃった中にも多少含まれておりましたけれども、私が町内の宿泊事業者の方々を聞いてみると、G o T oトラベルの是非がいろいろ報道されるようになってからいきなり来客が減ってきたと言うんです。これが今後また続くということも考えられるわけですので、その辺の影響というものをどのように考えておられるか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 国の施策が今まだはっきり発表されてはおりませんが、来年の6月まで、本来であれば3月でございましたが6月まで延長されるということもございます。当町については首都圏からの離発着というかが制限されてございますので、感染の危険性が首都圏から比べると低いのではないかと考えてございますが、そちらに関しましては宿泊事業者の皆様とも情報を交換しながら万全の対策を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 観光というところでお尋ねしますが、本来であれば新規の事業をお尋ねしたかったんですが皆さん聞いたので理解できました。一番大事なことは3月予算で通した「鮭まつり」が今定例会中の会期中の新聞報道でやれない、苦渋の決断なんですけれども物が取れないから。その代わりに来年の年明けにやるという報道がありました。もちろん行政報告の中で期日を書くまでぎりぎりまで模索したと思うんですが、その後の新聞発表になったわけですが、観光の中で「鮭まつり」というものが今までも40年もやってきた。中止するということはその部分も新聞報道では経緯も十分理解しておりますので質問ではありませんが、改めてその部分の説明をしてもらいたいと思って今マイクの前に立っていますが、議長、駄目ですか。再質問はしませんのでお願いします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） まず、今年の行政報告でも町長が答弁したとおり、今年例年にならぬほどサケの漁獲量が減少してございまして、10トン未満になるような予測でございまして。私どもとしても昨年も確かに水揚げ、非常に減少してございまして昨年は

つかみ取りも中止せざるを得ない状況でございました。私どもとしてはその代替案ではございませんが、先日か先々日、各御家庭にこのようなチラシが入ったかと思いますが、こちらに関しましては各町内の魚屋さんが新巻鮭を、本来であれば「鮭まつり」で販売してございましたがそれをネット販売かもしくは直接店舗に行って購入できるという御案内も代替案としてしてございます。来月の代替案というのは直接的な代替案ではなく、あちらはイベント的な代替案ということでございます。今後につきましては、確かに「鮭まつり」に関しましては昭和30年代から継続されてきた祭りでございますが伝統ある祭りではございましたが、昨今の秋サケの不漁に関しましては他の市町村でも中止を余儀なくされている、それから存続自体を検討している市町村もあるやに聞いてございます。こちらに関しましては今後検討課題かと思っておりますが、産業祭りと日程が近いのでできれば産業祭りと秋サケの祭りは合同で開催したいということで、今各団体と調整してございます。その代わりと言っては何ですが、本年7月18日に岩手大槌サーモン大発表会という水揚げの発表会を開催いたしました。来年につきましても安定的に確保できるトラウトギンザケを活用した町外に対する、町内に対するPR等のお祭りも開催したいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 長年続くこの「鮭まつり」につきまして、きちんとその部分については全協でも時間がありましたのでそこまで詰めていく時間がなかったということで御了承願いたいと思います。これからきちんとそういう部分につきましては全協は定期的に開催されますし、見込んだ形の取組についてしっかりと議会には報告してまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

8款土木費2項道路橋梁費。進行いたします。

9款消防費1項消防費。進行いたします。

10款教育費2項小学校費。進行いたします。

3項中学校費。進行いたします。

18ページに入ります。

4項義務教育学校費。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 1点だけ確認をさせていただきます。庁用器具費638万4,000円、児童に1人当たりiPadを1台実現するための費用だと思っておりますが、子供たちですの

でこれを誤って持ち歩くとき破損してしまったそういうときは破損した費用弁償というのは個人がやるものなんでしょうか。ひとつ確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

庁用器具費につきましては議員からお話があったとおりタッチペンでございます。これについて破損ということも十分に考えられますが、指導のほう子供たちに対してまず丁寧に大切に扱うということを経験を徹底しながらなるべくそういうことがないようにしていきたいと思っておりますし、破損、故障という部分があった場合につきましては関係課と調整しながら考えていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） この予算を見て保護者の方々が自分たちの子供がもし壊したらどうしようかと懸念されている声も聞こえてきますので、ぜひ保護者のその費用の弁償に当たっては保護者の方々に負担をかけないような対応をお願いしたいと思っております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

5項社会教育費。進行いたします。

6項保健体育費。進行いたします。

15款復興費7項復興都市計画費。進行いたします。

12項復興支援費。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第95号令和2年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

大変失礼いたしました。1時20分まで休憩いたします。

休 憩 午後0時08分

○

再 開 午後1時20分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第16 議案第96号 令和2年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第16、議案第96号令和2年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） 議案第96号令和2年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正予算は国民健康保険賦課システム改修費用及び県支出金過年度精算返還金の計上が主な内容であります。

第1表、歳入歳出補正予算。歳入。

9款1項繰越金、補正額380万3,000円の増は今回の補正財源とする前年度繰越金であります。

2ページをお開き願います。

歳出。

1款総務費2項徴税费、補正額90万2,000円の増は国民健康保険賦課システム改修費の計上に伴う増額であります。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金、補正額290万1,000円の増は前年度県支出金の精算に伴う返還金の増額であります。

以上、令和2年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380万3,000円を追加し歳入歳出予算の総額を16億8,299万6,000円とする補正であります。御審議のほど、よろしく願います。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。5ページをお開きください。

歳入、一括します。進行いたします。

6ページ、歳出。一括します。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第96号令和2年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めること

についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第97号 令和2年度大槌町介護保険特別会計補正予算(第2号)
を定めることについて

○議長(小松則明君) 日程第17、議案第97号令和2年度大槌町介護保険特別会計補正予算(第2号)を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。長寿課長。

○長寿課長(阿部慈郎君) 議案第97号令和2年度大槌町会計補正予算(第2号)を定めることについて御説明申し上げます。

1 ページ目をお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金、補正額170万円の増は介護保険制度改定等に伴うシステム改修実施による介護保険事業費補助金の増であります。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金、補正額198万5,000円の増は介護保険制度改定等に伴うシステム改修実施による一般会計の繰入金の増であります。

2 ページ目をお開きください。

歳出。

1 款総務費 1 項総務管理費、補正額368万5,000円は介護保険制度改定等に伴うシステム改修業務委託料によるものであります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ368万5,000円を増額し歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,432万9,000円とするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。

歳入、一括します。進行いたします。

6 ページ、歳出。一括します。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第97号令和2年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第18 議案第98号 令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第18、議案第98号令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） 議案第98号令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについて説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正予算は後期高齢者医療システム改修費用の計上が主な内容であります。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。

3款国庫支出金1項国庫補助金、補正額15万4,000円の増は後期高齢者医療システム改修に係る補助金であります。

5款繰入金1項一般会計繰入金、補正額61万6,000円の増は後期高齢者医療システム改修に伴う一般会計繰入金であります。

2ページをお開き願います。

歳出。

1款総務費2項徴収費、補正額77万円の増は後期高齢者医療システム改修に伴う増額であります。

以上、令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万円を追加し、歳入歳出予算の総額を

1億3,165万8,000円とする補正であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。5ページをお開きください。

歳入、一括します。進行いたします。

6ページ、歳出。一括します。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第98号令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

午後1時28分

○

再 開

午後1時31分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま、議案1件、議員派遣の件1件が追加提出されました。

大槌町議会会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

○

追加日程第1 議案第99号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 追加日程第1、議案第99号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局からの提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 本定例会における追加議案1件につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第99号工事請負契約の締結については、赤浜地区実証棟建設工事に係る契約であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） 内容説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 議案第99号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

1、契約の目的。赤浜地区実証棟建設工事。

2、契約の方法。一般競争入札。

3、契約の金額。8,926万5,000円。

4、契約の相手方。岩手県釜石市中妻町三丁目9番25号日鉄テックスエンジ株式会社東北支店執行役員支店長藤井秀樹。

次ページをお開きください。

入札執行年月日は令和2年12月2日。入札参加条件、入札参加業者は記載のとおりでございます。

工事場所、上閉伊郡大槌町赤浜地内。工事期間、本契約日より360日間。

実施理由は、新産業創出を促進するため、特に海水を使う実証実験施設として当該施設を建設するものでございます。

施工概要につきましては屋外設備工事一式、こちらにつきましては50トン、40トン、30トンの水槽を整備するのが主な内容でございます。屋内設備工事一式、主には2トン水槽6基を整備するものでございます。取水配管工事一式、排水設備工事一式、電気設備工事一式、造成工事及び外構工事一式、説明については以上でございます。参考資料として位置図、配置図、平面図等を添付してございます。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第99号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

追加日程第2 議員派遣の件

○議長(小松則明君) 追加日程第2、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては議会運営委員会で調整されておりますので、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、大槌町議会会議規則第120条の規定によりお手元に配付の議員派遣の件のとおり本議会から議員を派遣することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、本議会から原案のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じる前に本定例会に当たり議長より一言御挨拶申し上げます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症から住民の安心安全を守るために当局とともに取り組んできた1年でもありました。今後もなお全国で新型コロナウイルスが猛威を振るっており、収束の道は見えない状況であります。これから年末年始に向かいますが、新しい生活様式の実践等により感染対策には十分取り組んでいただきたいと思います。

来る新しい年を元気で迎えられるよう祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。

本定例会議、皆様、御苦勞さまでございました。

閉会といたします。

閉 会 午後1時37分

上記令和2年12月定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員